

問題パート⑩(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには () に “○” を、誤ったものには “×” を記入願います。

- ① CPは倉主自ら策定するものであるが、CPに違反した行為が発生した場合には、関税法第48条の処分を受けることになる。(×)

理由：資料11頁に記載しているとおり、関税法第48条の処分の対象となるのは、法令違反又は関税法第43条の許可要件に抵触する場合には限られます。ただし、CPの遵守が法令違反に繋がる可能性が高いため、CPの規定を遵守するということが基本と思います。

- ② 全ての外国貨物は、内国貨物（輸入許可済貨物を含む）と混同することないように、必要な項目をさし札に記載・表示した上で、区分して蔵置する必要がある。(×)

理由：液体貨物、穀物等のバルク貨物については、同時蔵置という考え方で、一定の条件を満たせば、区分することなく、同じタンクや土間等に置くことができます。

- ③ 複数の保税蔵置場を有している法人においては、相互に内部監査を行うことは有効である。(○)

理由：この方法は一例ですが、重要なことは監査を受ける貨物管理責任者と監査を行う者にとって、牽制効果が十分に機能することが重要と思います。

- ④ 保税台帳（NACCS民間管理資料を含む）に記帳することは重要であるが、搬出入、取扱いなど、数日分をまとめて記載すればよい。(×)

理由：資料26頁にも記載していますが、記帳は自主管理の根幹を成すものであり、迅速、かつ、的確に記帳（NACCSであれば登録）していただくよう、お願いします。

- ⑤ 貨物の搬出入業務を他社に委託する場合、契約書を税関に提出しておけば、委託を受けた社の方針に沿って業務を行って差し支えない。(×)

理由：保税業務を他社に委託する場合には、関税法基本通達34の2-11に規定している要件をすべて満たす必要があります。その中で、蔵置場の担当者が実質的に関与することとなっていますので留意願います。